



発行 新潟県

第 31 号

平成26年4月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 737 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 738 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 739 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 740 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 741 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 742 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 743 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 744 土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 745 公共測量の終了通知（監理課）
- 746 公共測量の終了通知（監理課）
- 747 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 748 道路の区域変更（道路管理課）
- 749 道路の供用開始（道路管理課）
- 750 道路の区域変更（道路管理課）
- 751 港湾計画の変更（港湾整備課）

公 告

- 総合評価一般競争入札の実施（情報政策課）
- 一般競争入札の実施（廃棄物対策課）
- 特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見（商業振興課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

教育委員会規則

- 7 新潟県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（高等学校教育課）

教育委員会公告

- 新潟県公立学校教員採用選考検査の実施（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ジャパンケア新発田	新発田市住吉町4丁目14番33号	小規模多機能型居宅介護	H26.3.11
株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ジャパンケア新発田	新発田市住吉町4丁目14番33号	介護予防小規模多機能型居宅介護	H26.3.11
株式会社メディカスタッフプロモーション	新潟市中央区米山5丁目1番35号	ひいらぎ調剤薬局	胎内市大川町15番11号	居宅療養管理指導	H26.4.1
株式会社メディカスタッフプロモーション	新潟市中央区米山5丁目1番35号	ひいらぎ調剤薬局	胎内市大川町15番11号	介護予防居宅療養管理指導	H26.4.1
社会福祉法人玉成会	糸魚川市大字須沢3250番地	ショートステイじょんのび園	糸魚川市大字須沢2048-1	短期入所生活介護	H26.4.3
社会福祉法人玉成会	糸魚川市大字須沢3250番地	ショートステイじょんのび園	糸魚川市大字須沢2048-1	介護予防短期入所生活介護	H26.4.3
医療法人社団M&Bコラボレーション	新発田市緑町2丁目20番19号	介護老人保健施設日輪館	新発田市虎丸452番地	介護老人保健施設	H26.4.1
テクノサド株式会社	佐渡市真野新町31番地3	ヘルパーステーションあすかの郷	佐渡市真野新町63番地	訪問介護	H26.4.1
テクノサド株式会社	佐渡市真野新町31番地3	ヘルパーステーションあすかの郷	佐渡市真野新町63番地	介護予防訪問介護	H26.4.1
テクノサド株式会社	佐渡市真野新町31番地3	デイサービスセンターあすかの郷	佐渡市真野新町63番地	通所介護	H26.4.1
テクノサド株式会社	佐渡市真野新町31番地3	デイサービスセンターあすかの郷	佐渡市真野新町63番地	介護予防通所介護	H26.4.1
社会福祉法人愛宕福祉会	新潟市北区松潟1510番地	小規模多機能ホームとようら	新発田市荒町甲1611番地12	小規模多機能型居宅介護	H26.3.31
社会福祉法人愛宕福祉会	新潟市北区松潟1510番地	小規模多機能ホームとようら	新発田市荒町甲1611番地12	介護予防小規模多機能型居宅介護	H26.3.31
株式会社てるてるぼうず	妙高市柳井田町4丁目12番14号	グループホームはらどおり	妙高市岡新田301番地	認知症対応型共同生活介護	H26.4.1
株式会社てるてるぼうず	妙高市柳井田町4丁目12番14号	グループホームはらどおり	妙高市岡新田301番地	介護予防認知症対応型共同生活介護	H26.4.1
社会福祉法人おぢや福祉会	小千谷市大字時水182-1	老人デイサービス事業所千谷島の家	小千谷市大字千谷川302	通所介護	H26.3.31

社会福祉法人おぢや福祉会	小千谷市大字時水182-1	老人短期入所事業所千谷島の家	小千谷市大字千谷川302	短期入所生活介護	H26.3.31
社会福祉法人おぢや福祉会	小千谷市大字時水182-1	老人デイサービス事業所千谷島の家	小千谷市大字千谷川302	介護予防通所介護	H26.3.31
医療法人社団共生会	胎内市西本町12番1号	中条中央病院	胎内市西本町12番1号	通所リハビリテーション	H26.4.1
医療法人社団共生会	胎内市西本町12番1号	中条中央病院	胎内市西本町12番1号	介護予防通所リハビリテーション	H26.4.1

◎新潟県告示第738号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
医療法人社団M&Bコラボレーション	新発田市緑町2丁目20番19号	二王子温泉病院	新発田市虎丸452番地	介護療養型医療施設	H26.3.31

◎新潟県告示第739号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
てまり訪問看護ステーション	長岡市平1-3-60	訪問看護	平成26年4月1日
ふるまい訪問看護リハビリステーション	見附市本所1-25-52	訪問看護	平成26年4月1日

◎新潟県告示第740号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、五泉市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
------	------	-------

6月 2日(月) 6月 3日(火) 6月 4日(水) 6月 5日(木) 6月 6日(金)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	五泉市総合会館 1階各技館前	五泉市全域
6月 9日(月) 6月10日(火) 6月11日(水) 6月12日(木)		五泉市さくらんど会館 1階エントランスホール	
6月13日から平成27年3月13日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日、平成27年1月2日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第741号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の小国町土地改良区の定款の変更を平成26年4月16日認可した。

平成26年4月25日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第742号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、糸魚川市の糸魚川市土地改良区の定款の変更を平成26年4月15日認可した。

平成26年4月25日

新潟県糸魚川地域振興局長

◎新潟県告示第743号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
大 立	農用地保全施設整備(ため池等整備「老朽ため池」)事業	佐渡市	平成26年3月25日

◎新潟県告示第744号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成26年4月25日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
糸魚川市 糸魚川市土地改良区	五十原地区	団体営 五十原地区 農業用排水施設整備(基盤整備促進)事業	平成26年3月19日

◎新潟県告示第745号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（長岡地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業（面的集積型）滝谷地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年7月29日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 長岡市滝谷町、渡沢町地内

◎新潟県告示第746号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、村上市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（平成25年度 村上市道路台帳（朝日地区）補正業務委託 都市計画図作成）
- 2 作業期間 平成25年10月29日から平成26年3月19日まで
- 3 作業地域 村上市朝日地区

◎新潟県告示第747号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成26年1月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
川崎大工
川崎 峯夫
- 3 主たる営業所の所在地
胎内市乙832-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第21857号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年1月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成26年3月3日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ヒロイ
廣井 長三
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区松郷屋333
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第43958号
- 5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年3月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成26年3月5日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新保製材所
新保 正文
- 3 主たる営業所の所在地

小千谷市大字千谷甲2123-乙

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第17541号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年3月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年3月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社伊藤建設

伊藤 友盛

3 主たる営業所の所在地

糸魚川市大字須沢2637

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第11078号

5 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年3月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年3月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社栄建設

森山 佳英

3 主たる営業所の所在地

三条市善久寺3011

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第5870号

5 処分の内容 石工事業、管工事業、ほ装工事業、さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業、防水工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年3月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年3月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社山崎建設

山崎 健吾

3 主たる営業所の所在地

妙高市東陽町2-20

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第10246号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年3月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年3月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社ブライト

小田 久

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区東中島2-2-11

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第39581号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年3月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年3月25日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社いさはい開発

飯酒盃 豊

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市八幡132-8

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第41118号

5 処分の内容 石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年3月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年3月25日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社北偉工業

北澤 和博

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区柳ヶ丘13-17

4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第42992号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年3月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年3月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社前浜建設

菊地 信弘

3 主たる営業所の所在地

佐渡市豊岡1212

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第11673号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年3月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年4月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

NUホーム株式会社

畑山 亮一

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区上所中1-10-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第23400号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年4月4日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

環境テクノ株式会社

伊藤 学

3 主たる営業所の所在地

三条市猪子場新田298

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第40763号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年4月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年4月4日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

都市環境エンジニアリング株式会社

斎藤 末子

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区女池8-12-23

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第14385号

5 処分の内容 土木工事業、管工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年4月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年4月7日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社西方組

西方 晃

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区近江3-26-8

4 許可番号 新潟県知事許可(特-24)第13650号

5 処分の内容 建築工事業、ほ装工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年4月7日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社アシストサービス

米谷 教弘

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区五十嵐中島2-13-78

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第41608号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新潟ミツワ電機株式会社
藤田 弘行
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区下早通柳田2-2-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第41666号
 - 5 処分の内容 電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
高橋技販
高橋 大樹
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市常盤台19-12
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43192号
 - 5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
西巻工業
西巻 浩一
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字新保古新田253-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第41827号
 - 5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
草間左官工業所
草間 秀雄
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字桐原916-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第20120号

- 5 処分の内容 左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 6 処分の原因となった事実
 平成26年3月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 117号
 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市中条己3091番4から	新	10.6～21.9メートル	198.6メートル
同市中条己2968番1まで	旧	8.5～21.9メートル	198.4メートル

備考 路線の重用

一部区間一般国道252号と重用

◎新潟県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 117号
 2 供用開始の区間
 十日町市中条己3091番4から同市中条己2968番1まで
 3 供用開始の期日 平成26年4月25日

◎新潟県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 岩沢中条線
 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市東下組 6343番1から	新	12.0～21.6メートル	26.9メートル
同市東下組字北沢1475番1まで	旧	12.0～21.6メートル	26.9メートル

◎新潟県告示第751号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、新潟港港湾計画を次のとおり変更した。

平成26年4月25日

新潟港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 港湾計画の変更年月日

平成26年4月15日

2 港湾計画の変更の概要

小型船だまり計画

地区名	施設	能力
東港区 南浜地区	防波堤	延長2,205メートル

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

新潟市中央区竜が島1丁目6番3号

新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所

北蒲原郡聖籠町東港4丁目1214番地

新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所

公 告

総合評価一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3号の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成26年10月1日から平成31年9月30日まで

(4) 業務実施場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成26年4月25日（金）から平成26年5月9日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成26年6月18日（水） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人若しくは共同企業体であつて、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 個人又は法人

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア) 平成26年4月25日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者

イ) 平成26年4月25日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされた者

ウ 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

エ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

オ 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

カ 本件入札案件に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

キ 入札説明書に定めるシステムの運用、維持管理等の業務を行う能力を有する者を、本件業務を行う作業員として配置できる者であること。

ク その他入札説明書に定める要件を満たす者であること。

ケ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同企業体

ア (1)アからウに掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人により自主的に結成された共同企業体であること。

イ 共同企業体のいずれかの構成員が、本件入札に係る入札説明書の交付を受けていること。

ウ 共同企業体を代表する構成員の出資比率が、当該共同企業体を構成する他の構成員の出資比率より大きいこと。

エ 共同企業体を構成する者が、他の本件入札に参加する共同企業体の構成員となっていないこと。

オ 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

カ (1)キに定める要件を満たす共同企業体であること。

キ 共同企業体を構成する者のうち少なくとも1以上の者が、(1)クに定める要件を満たす者であること。

ク 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成26年5月21日(水) 午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。共同企業体にあつては代表構成員(代表構成員が法人の場合は、当該法人の代表権限を有する者)。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知期間 平成26年5月26日(月) 午後1時30分から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

本公告に示した競争入札参加資格を有すると新潟県が判断した入札者であり、かつ予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、以下の落札者決定基準により新潟県にとって最も有利な申込みを行った者を落札者とする。

落札者決定基準

ア 技術点及び価格点の和が最高の者を落札者とする。

合計点が最高の者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

イ 技術点及び価格点は、別記評価基準に基づき、新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業者選定委員会が採点する。

なお、技術点の採点のために、各入札参加者は入札説明書に基づき別途提出する企画提案書について、新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業者選定委員会に対する内容説明(プレゼンテーション)及び委員との質疑応答(ヒアリング)を行うものとする。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払い保証をした小切手を含む。以下同じ。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ 契約の停止等

本件調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

エ その他詳細は、入札説明書による。

オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

Operation and Maintenance of Niigata Prefectural LAN System and Common Basic System and Basic Residential Resisters Network System

(2) Time and Place of bidding:

10 : 00a. m. 18, June, 2014

Niigata Prefectural Building Bidding Room

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku

Niigata city, Niigata

(3) For more information , contact

Information Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku

Niigata city , Niigata , japan

〒950-8570

別記

評価基準

技術点

評価区分	細項目	評価の基準	配点
運用管理方針	1 基本コンセプト	・本業務の目的を正しく捉え、業務実施に当たってのコンセプトが明確化されている。	20
	2 課題の把握	・運用管理における課題と具体的な解決策が提案されている。	40
運用管理体制	1 組織体制	・適切な人員数、配置が確保されている。 ・事業者側の役割分担が適切で、明確に示されている。 ・緊急時の連絡体制が明確に示されている。 ・有効な実績を伴う企業体制が構築されている。 ・都道府県及び政令指定都市におけるシステム・ネットワークの運用管理実績がある。ただし、実績がない場合は従業員数が300人以上の法人のシステム・ネットワークの運用管理実績を有していること。	80
	2 要員の能力・実績	・有効な資格取得者が運用管理要員となっている。 ・運用管理要員に十分な経歴・経験年数が認められる。 ・運用管理要員に十分な実績が認められる。 ・過去の実績において、中心的、主体的な参画が確認できる。 ※過去にどのようなシステム、ネットワークの運用管理を行ってきたか。発生した問題とその解決策。その他工夫などが確認できる。 ※本業務の仕様の内容を正確に理解している。 ※障害発生時における問題の分析が的確であり、適切な判断及び対応が期待できる。 ※話の内容が簡潔でわかりやすい。互いの意思を確認し、質問の内容に正しく受け答えしている。	180
	3 作業分担等	・事業者と県の役割分担、責任の所在等が明確になっている。	20
	4 セキュリティ対策	・運用管理業務における有効なセキュリティ対策が示されている。 ・事業者におけるセキュリティ対策基準が適正に制定されており、明確で具体的である。	40
	5 運用管理水準の維持	・要員に欠員が生じた場合の対策が具体的に提案されている。 ・要員の能力向上のための取り組みが認められる。 ・運用管理水準を維持するための有効な指標が設定されている。 ・その他、運用管理水準を維持するための有効な提案がある。	90
	6 業務継続体制	・災害発生時等の業務継続体制について、有効な提案がある。	20
その他	1 その他アピール	・本業務及び本県にとって、有益なアピールポイントがある。	10
			500

※印の評価項目については、主にヒアリングにより評価する。

価格点

入札額	下記の算定方法により評価する	250
技術点＋価格点		750

価格点の算定方法について

価格点＝偏差値×配点の満点／100

偏差値＝(入札額－入札額の平均値)×(-10)／標準偏差＋50

標準偏差＝((各入札参加者ごとの(入札額－入札価格の平均値)の2乗の総和)／入札参加者数)の平方根

各計算にあたっては、小数点以下第3位で四捨五入するものとする。ただし、評価点数を求める際は小数点以下第1位で四捨五入する。

入札参加者が2者の場合は、次に示す方法とする。

価格点＝(修正偏差値×配点の満点／100×2＋配点の満点×(1－入札額／予定価格))／3

修正偏差値＝50－偏差値の差の絶対値／2×(入札額－他者の入札額)／予定価格

入札参加者が1者のみの場合、または、全ての入札者の入札額が同額の場合は、価格点を一律125点とする。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県産業廃棄物実態調査業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

新潟県産業廃棄物実態調査業務

(2) 委託業務の仕様等

新潟県産業廃棄物実態調査業務委託に係る仕様書及び契約条項(以下「仕様書等」という。)による。仕様書等は、本公告の日から(5)に定める入札説明書と併せて交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

(3) 委託期間

契約日から平成27年2月27日(金)

(4) 業務実施場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札説明書による。

2 入札説明書の交付場所及び本件入札に関する問い合わせ等

次の場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

電話番号 025-280-5161

Eメール: ngt030170@pref.niigata.lg.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てををしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更正手続開始の申立てををしている者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされている者ではないこと。

(4) 4に定める参加資格確認申請書を提出した日から入札執行日までの間において、知事から指名停止の措置を受けた者(指名停止期間の一部が属するものを含む。)でないこと。

(5) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(6) 本件委託業務に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 直近3ヶ年において、都道府県から「産業廃棄物排出・処理実態調査指針(改訂)」(平成22年4月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)に準拠した調査方法に基づく同種同規模調査を2回以上受託し履行した実績を有すること。

(8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより参加資格確認申請書を提出し、知事の確認を受けなければならない。

この場合において、3に定める参加資格がないと認められた者及び参加資格確認申請書を入札説明書に定める期間に提出しなかった者は、入札に参加することができない。

5 入札日時及び場所

(1) 日時 平成26年5月16日(金) 午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室(行政庁舎16階)

6 入札保証金

自己の見積もった契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

7 契約保証金

自己の見積もった契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

財務規則第62条第1項又は第3項の規定に該当する入札は、これを無効とする。

9 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) その他

詳細は、入札説明書その他交付書類によるほか、財務規則その他知事の定める規則及び関係法令の定めるところによる。

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者

名称 イオン新潟青山ショッピングセンター

所在地 新潟市西区青山二丁目172外64筆

設置者 イオンリテール株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 条例第8条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成26年1月17日

3 意見の概要

(1) 新潟市長の意見の概要

意見なし

(2) 長岡市長の意見の概要

意見なし

(3) 三条市長の意見の概要

意見なし

(4) 新発田市長の意見の概要

意見なし

(5) 加茂市長の意見の概要

意見なし

(6) 燕市長の意見の概要

意見なし

(7) 五泉市長の意見の概要

意見なし

(8) 阿賀野市長の意見の概要

意見なし

(9) 聖籠町長の意見の概要

意見なし

(10) 弥彦村長の意見の概要

意見なし

(11) 田上町長の意見の概要

意見なし

(12) 関係市町村の住民等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部商業振興課、三条市経済部商工課、新発田市産業企画課、加茂市商工観光課、燕市商工観光部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村産業振興課及び田上町産業振興課でも閲覧可能)

5 縦覧期間

平成26年4月25日から平成26年5月25日まで

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県総合防災情報システム用サーバ機器等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県総合防災情報システム用サーバ機器等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年11月28日(金)

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

(5) 本調達物品の納入後における保守管理について、必要な体制を有していることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断したものにあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成26年6月5日(木) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成26年6月6日(金) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成26年5月16日(金)までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成26年5月23日(金)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(9) 契約の成立要件

上記1(1)の契約の締結については、新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年新潟県条例第5号）第3条に規定する新潟県議会の議決を要するため、入札による落札者とは、議会の同意があったときに本契約となる旨を内容とする仮契約を締結する。

(10) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(11) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(12) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Server used in Niigata's Comprehensive Disaster Management System [1] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. May 23, 2014

(3) Date of bid opening:

1:30P.M. June 6, 2014

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、運転免許センター庁舎清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年 4 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

運転免許センター庁舎清掃業務

(2) 委託業務の概要

ア 庁舎清掃業務委託

(イ) 業務概要

庁舎清掃業務 日常清掃（庁舎・屋外）及び定期清掃（年間9回）

(ロ) 数量

日常清掃 庁舎 約6,400㎡、屋外 約38,000㎡

定期清掃 庁舎 約8,500㎡

(3) 委託契約期間

平成26年 7 月 1 日から平成28年 9 月30日まで

(4) 実施場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1 運転免許センター

2 入札執行の日時及び場所

平成26年 6 月 6 日（金）午前11時00分

新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎16階入札室

3 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

4 入札参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件業務委託に係る入札参加資格確認申請書を提出した日から本件業務委託の入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(5) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格審査規程の規定に基づく入札参加資格の審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受け、平成26・27・28年度の入札参加資格者名簿に登載されている者で、「清掃業務」又は「環境衛生総合管理業務」の区分の営業種目に登録されている者であること。

(6) 新潟県内に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2第1項第1号（建築物清掃業）又は第8号（建築物環境衛生総合管理業）に基づく新潟県知事又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(8) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(9) 7に定めるところにより、入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有するこ

とについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

5 入札説明書の交付日時、場所等

(1) 日時

平成26年4月25日(金)から平成26年5月22日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所及び問合せ先

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約係

電話番号 025-285-0110 内線2272

6 設計図書(仕様書)

入札説明書交付時に契約書(案)に併せて配布する。

7 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 提出期間

平成26年4月25日(金)から平成26年5月22日(木)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約係

(3) 提出方法

本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

(4) 提出書類

入札説明書による。

(5) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成26年6月2日(月)以降連絡する。

8 入札手続

(1) 入札の方法

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5に掲げる入札説明書の問合せ先を宛先とした簡易書留等の配達記録が残る方法(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に自己の氏名、1(1)の委託業務の名称及び2に定める入札執行日時を記載したものに限る。)を利用し、平成26年6月5日(木)の午後5時までに新潟県警察本部に到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して、かつ12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第44条第1号に該当する場合は免除する。

12 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

13 Summary

(1) Nature of services to be outsourced:

Cleaning Work at Driving License Center

(2) Contract period:

From July 1, 2014 through September 30, 2016

(3) Date and time for the opening of bids and tenders:

Date: June 6 (Fri), 2014

Time: 11:00 am

(4) Contact point for the notice:

Contract subsection of Accounting Division,

Police Administration Department,

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 〒950-8553

Phone: 025-285-0110 ext. 2272

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、中央滅菌材料室等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年4月25日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 件名

新潟県立中央病院 中央滅菌材料室等業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年6月1日から平成27年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 医療関連サービスマーク制度による院内滅菌消毒業務の認定を受けている者であること。
- (7) 医療関連サービスマーク制度による院外滅菌消毒業務の認定を受けている滅菌センターを有するものであること。
- (8) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2322

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 参加資格確認書類の提出期限
平成26年5月8日（木）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年5月14日（水）午前9時30分
新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県 病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 暴力団等の排除

①誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

②不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

教育委員会規則

新潟県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月25日

新潟県教育委員会 委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第7号

新潟県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県奨学金貸与条例施行規則（昭和39年新潟県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目（以下「追加別表等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等及び追加別表等を除く。）を加える。

改正後				改正前			
第8条（略）				第8条（略）			
<u>（返還猶予）</u>							
<u>第8条の2</u> 条例第12条に規定する「 <u>進学又は傷病その他正当の理由により教育委員会が奨学金の返還を困難と認めた者</u> 」とは、別表第2の「 <u>猶予事由</u> 」欄に掲げる場合に該当する者とする。							
2 <u>奨学生であつた者が、返還の猶予を受けようとする場合は、奨学金の返還の猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、願書を提出しなければならない。</u>							
3 <u>前項に規定する「奨学金の返還の猶予を受けようとする理由を証する書類」とは、別表第2の「証明書」欄に掲げる書類とする。</u>							
4 <u>奨学金の返還の猶予を受けた者が、猶予の期間を超えて引き続き猶予を受けようとする場合は、改めて第2項の規定により願出しなければならない。</u>							
別表第1（第8条関係）（略）				別表第1（第8条関係）（略）			
<u>別表第2（第8条の2関係）</u>							
	<u>猶予事由</u>	<u>証明書</u>	<u>猶予される期間</u>				
<u>共通（高等学校等、大学又は専修学校の専門課程）</u>	<u>（1）学校教育法に定める学校及びこれに準ずる学校（外国に所在する学校でこれに準ずると認められるものを含む。）に在学している者（別科、専攻科、大学院を含む。）</u>	<u>在学証明書又は卒業見込証明書（外国語の場合は日本語訳を添付すること。）</u>	<u>在学している期間中（在学証明書に最短修業年限が明示されていないものは1年ごとに願出すること。）</u>				

	(2) 聴講生・ 研究生(週3 日以上通学 の場合に限 る。)	聴講生・研究 生(週3日以 上通学)であ ることを学 校長が証明 するもの	その事由 が続いて いる期間 中。ただ し通算5 年以内と する。(1 年以上の 場合は年 度ごとに 願い出る こと。)
	(3) 生業に関 する養成機 関に入所 (学)した者	在所(学)証 明書・収入証 明書・必要な 場合は自宅 外通所(学) 証明書	
	(4) 上記(1) の学校に進 学を準備中 の者(専修学 校、大学、又 は大学院受 験のための予 備校通学、又 は自宅学習 等)	予備校の在 学証明書又 は進学準備 中であることを証明す る書類	
	(5) 失業して いる者	雇用保険受 給資格者証 等の写し、又 は離職証明 書	その事由 が続いて いる期間 中(1年 以上の場 合は1年 ごとに願 い出るこ と。)
	(6) 病気療養 中の者	療養期間を 記した医師 の診断書	
	(7) 災害その 他の事情の ある者	市町村長、又 は警察署長 ・駐在巡查・ 消防署長・民 生委員等の 証明書	
高等 学校 等の み	低所得の者 (「生活保護 世帯又は同 程度の者」と し、生活保護 受給世帯又 は、世帯全員 の市町村民 税所得割が 非課税の者)	生活保護受 給世帯の場 合は、生活保 護受給証明 書 世帯全員の 市町村民税 所得割が非 課税の者の 場合は、世帯 の状況を証 明する書類 及び市町村 役場発行の	その事由 が続いて いる期間 中(1年 以上の場 合は1年 ごとに願 い出るこ と。)

		課税証明書 (世帯全員 分)	
--	--	----------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会公告**新潟県公立学校教員採用選考検査の実施について（公告）**

平成27年度新潟県公立学校教員採用選考検査を次のとおり実施する。

平成26年 4 月25日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

平成27年度 新潟県公立学校教員採用選考検査 実 施 要 項

新潟県教育委員会

■検査の期日

- 〈第1次検査〉 平成26年7月6日(日)
- 〈第2次検査〉 平成26年8月21日(木)～24日(日)

■実施要項交付及び願書受付

平成26年4月25日(金)～5月20日(火)

※ 願書受付は、「特定記録郵便」による郵送のみとし、
5月20日(火)の消印まで有効とします。

【本年度の主な変更点】

◆第1次検査免除の拡大

(P 4、5 参照)

- ・ 中学校教諭・高等学校教諭
「英語」について
- ・ 高等学校教諭「農業」「工業」
について
- ・ 第2次検査合格者の大学院
進学について

目 次		
1	検査の目的	P 1
2	一般選考	
3	身体障害者特別選考	P 2
4	出願の資格	
5	検査の期日	P 3
6	検査の内容・方法	
7	検査の配点及び判定基準	P 6
8	出願の方法及び出願に必要な書類	P 7
9	第1次検査当日に提出する書類	P 8
10	その他	

	第1次検査持参品	P 9
	受検者心得	
	願書提出、連絡・照会先	P 10
	スポーツ・芸術特別選考制度	
	検査場所案内	P 11
	第1次検査場所・日程	P 12
	第2次検査場所・日程	P 13

※ 出願に当たっては、義務教育課又は高等学校教育課のホームページに掲載してある「選考検査Q & A」及び「記入要領」「願書の記載例」を参考にしてください。

1 検査の目的

新潟県公立学校教員（新潟市立小・中・特別支援学校教員を除く。以下同じ。）を志願する者について、その採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とします。

2 一般選考

出願種別	出願形式・募集教科等	採用予定数
小学校教諭	出願形式Ⅰ・Ⅱ ※1	200人程度
中学校教諭	出願形式Ⅰ・Ⅱ ※1 「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「美術」 「保健体育」「技術」「家庭」「英語」	70人程度
高等学校教諭	「国語」「地理歴史(歴史)」「公民」「数学」「理科(物理、化学)」「保健体育」「英語」「農業」「工業(機械、電気、建築、土木)」「商業」 ※2	50人程度
特別支援学校教諭	※3	16人程度
養護教諭		40人程度
栄養教諭		2人程度

- ※1 小学校教諭及び中学校教諭には、出願形式Ⅰ・Ⅱがあります。
 出願形式Ⅰ 新潟市を除く新潟県全域での勤務を希望する者
 出願形式Ⅱ 下記の地域内に限る勤務を希望する者

小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、津南町、湯沢町のいずれかに専ら勤務することが採用条件となり、原則として、全県的な異動による勤務はありません。

- ※2 高等学校教諭「理科」「工業」については、次の①、②のとおりです。選択したものを提出書類の「教科(科目等)」の欄に記入してください。
 ①「理科」については、物理又は化学の中から一つを選択
 ②「工業」については、機械、電気、建築又は土木の中から一つを選択
 ※3 特別支援学校教諭は、原則として特別支援学校に配置します。

(注1) 小学校教諭として出願した者を中学校教諭に、中学校教諭として出願した者を小学校教諭又は高等学校教諭に、高等学校教諭として出願した者を中学校教諭に採用することがあります。また、小学校教諭及び中学校教諭の出願形式Ⅱに出願した者を、出願形式Ⅰで採用することがあります。

(注2) 教員の需給状況により、出願・採用の校種にかかわらず特別支援学校に配置することがあります。また、小・中・高等学校教諭に出願する者で、特別支援学校への勤務を希望し、今後、特別支援学校教諭の普通免許状取得を目指す者は、受検願書の希望欄に○を記入し「特別支援学校勤務希望調書」を提出してください。

③ 身体障害者特別選考

1 出願種別・教科

「② 一般選考」に記載のある出願種別・教科で実施します。

2 採用予定数

8人程度の予定です。

3 検査の特例

原則として一般選考受検者と同様の検査を行います。出願種別や教科、障害の程度により、筆答検査及び実技検査の一部を変更又は免除します。また、点字、拡大文字、手話、車いす、口頭による試問等、必要に応じて対応します。

4 応募資格

年齢及び免許状要件は、「④ 出願の資格」の記載と同じとし、身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者としします。

身体障害者特別選考の希望者は、事前に必ず義務教育課又は高等学校教育課までご連絡ください。

④ 出願の資格

- 1 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと。
- 2 昭和30年4月2日以降に生まれた者であること。
- 3 出願校種の教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭の普通免許状を有している者、若しくは、これらの免許状を平成27年3月31日までに取得する見込みの者であること。

出願種別	所有教育職員免許状
小 学 校 教 諭	小学校教諭の普通免許状
中 学 校 教 諭	出願教科に応じた中学校教諭の普通免許状
高 等 学 校 教 諭	出願教科に応じた高等学校教諭の普通免許状
特別支援学校教諭	特別支援学校教諭の普通免許状及び小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭のいずれかの普通免許状
養 護 教 諭	養護教諭の普通免許状
栄 養 教 諭	栄養教諭の普通免許状

- ※1 現在、新潟県及び新潟市にある国公立学校の教員（教諭・養護教諭・栄養教諭）である者は、この検査を受けることができません。また、現在、新潟県及び新潟市にある国公立学校の学校栄養職員は、栄養教諭の検査を受けることはできません。
- ※2 他の都道府県の国公立学校教員として勤務している者で、本県公立学校の教員を志望する者は受検することができます。なお、第1次検査を免除する特例については、4～5ページを参照してください。
- ※3 教諭に出願し、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師に任用します。養護教諭、栄養教諭の出願は、これに準じて任用します。
- ※4 盲学校、聾学校、養護学校教諭の普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭の普通免許状を有するものと見なします。

5 検査の期日

1 第1次検査

平成26年 7 月 6 日 (日) [1 日間]

2 第2次検査

平成26年 8 月21日 (木)・22日 (金)・23日 (土)・24日 (日) [4 日間]

※ 当日の日程、会場等の詳細は、12～13ページ参照

6 検査の内容・方法

1 第1次検査 (免除者を除く出願者全員。身体障害者特別選考受検者を含みます。)

出願種別	論 文	筆答検査 I	筆答検査 II	実技検査
小 学 校 教 諭	教職・一般教養に関するもの	教職・一般教養に関するもの	A (国語、社会、算数、理科) B (生活、音楽、図画工作、家庭、 体育及び英語聞き取り検査)	(第2次検査で実施)
中 学 校 教 諭			「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」 「美術」「保健体育」「技術」「家庭」「英 語」の中で出願した1教科	下の※2のと おり実施
高 等 学 校 教 諭			「国語」「地理歴史(歴史)」「公民」 「数学」「理科(物理、化学)」「保 健体育」「英語」「農業」「工業(機 械、電気、建築、土木)」「商業」 の中で出願した1教科 ※1	
特別支援学校教諭			特別支援教育に関するもの	(第2次検査で実施)
養 護 教 諭			養護に関するもの	(第2次検査で実施)
栄 養 教 諭			給食管理・食育に関するもの	

※1 高等学校教諭「理科」「工業」については、次のとおりです。

- ① 「理科」については、物理又は化学の中から一つを選択
- ② 「工業」については、機械、電気、建築又は土木の中から一つを選択

※2 中学校教諭、高等学校教諭の実技検査等については、次のとおりです。

出 願 種 別	教 科	実 技 検 査 内 容
中 学 校 教 諭	音 楽	① 平成26年度用文部科学省検定済教科書中学校音楽科用に掲載されている「赤とんぼ」「花の街」「夏の思い出」「浜辺の歌」「荒城の月」「花」「早春賦」の中から当日指定する1曲を、ピアノ伴奏をしながら歌唱する。(楽譜は当日指定したものを使用) ② アルトリコーダーによる視奏をする。(曲は当日指定)
	美 術	当日、課題を提示
	技 術	当日、課題を提示
	家 庭	当日、課題を提示

(3) 中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」を受検する者で、2ページの「4」出願の資格を満たし、さらに次の①～③のいずれかの条件を満たす者

- ① 実用英語技能検定（(財)日本英語検定協会）1級合格者
- ② TOEFL iBT 110点以上
- ③ TOEIC 945点以上

免除を希望する場合は、上記の①～③のいずれかを証明する書類の写しを出願時に提出し、第2次検査の受付で原本を提示してください。（平成27年度採用選考検査から実施）

(4) 高等学校教諭「農業」又は高等学校教諭「工業」を受検する者で、2ページの「4」出願の資格を満たし、さらに次の高度な技術資格を出願時に有する者

教科	資格
農 業	技術士（農業部門、森林部門）
工 業	技術士（機械部門、電気・電子部門、建設部門）、一級建築士

免除を希望する場合は、上記の資格のいずれかを証明する書類の写しを出願時に提出し、第2次検査の受付で原本を提示してください。（平成27年度採用選考検査から実施）

(5) 大学院進学を理由に採用を辞退した者

平成27年度新潟県公立学校教員採用選考検査における第2次検査合格者であって、国内の大学院修士課程（博士(前期)課程及び教職大学院を含む。）（以下「修士課程」という。）進学を理由に採用を辞退した者は、希望により「大学院進学者名簿」に登録し、最少修了年限の年の第1次検査を免除します。

※1 修士課程修了後、博士(後期)課程に進んだ場合は、在学中でも第1次検査を免除します。なお、第1次検査の免除は、1回限りとします。

※2 第1次検査を免除できるのは、辞退した年と同一の出願種別・教科等を受検する場合に限ります。その際、当該教科等の採用予定がない場合は、当該教科等の採用検査が実施されるまでの間、「大学院進学者名簿」の登録を延長します。

※3 上記の修士課程進学者で、最少修了年限で修了できなかった場合には、第2次選考検査に合格していても、合格を取り消します。（平成27年度採用選考検査から実施）

3 第2次検査（第1次検査の合格者及び免除者）

出願種別	個人面接Ⅰ	個人面接Ⅱ	実 技 検 査
小 学 校 教 諭	与えられた課題の模擬授業及び場面指導を実施 ※1	全員実施	〔運動実技〕①ボール投げ ②マット運動 ③水泳(クロール・平泳ぎ各25m) 〔音楽実技〕①歌唱 ②ピアノ伴奏 ※2
中 学 校 教 諭			
高 等 学 校 教 諭			
特別支援学校教諭			〔運動実技〕①ボール投げ ②マット運動 ③水泳(クロール・平泳ぎ各25m) 〔音楽実技〕①歌唱 ※2
養 護 教 諭			救急処置に関するもの
栄 養 教 諭			

※1 模擬授業の課題分野は、第1次検査実施後、7月下旬に義務教育課及び高等学校教育課のホームページに掲載します。ホームページアドレスは、10ページを参照してください。

- ・場面指導の課題は、検査時に提示します。
- ・事前に用意した教材、指導案等を検査室に持ち込むことはできません。

※2 小学校教諭・特別支援学校教諭の音楽実技検査は、次のように行います。

- ①歌唱 小学校学習指導要領に示された第4・5・6学年の歌唱の共通教材の中から当日指定する1曲を、CD伴奏に合わせて歌唱する。歌詞つきの楽譜は、検査員が用意する。
- ②ピアノ演奏 小学校学習指導要領に示された第4・5・6学年の歌唱の共通教材の中から1曲を選び、ピアノ伴奏をする。伴奏譜を2部用意し、当日1部を検査員に提出する。

7 検査の配点及び判定基準

1 第1次検査

(1) 配点

	論文	筆答検査Ⅰ	筆答検査Ⅱ	実技検査	合計
小学校教諭	50点	50点	200点	100点	300点
中学校教諭	50点	50点	200点 100点	100点	300点
高等学校教諭	50点	50点	200点 100点	100点	300点
特別支援学校教諭	50点	50点	200点	100点	300点
養護教諭	50点	50点	200点	100点	300点
栄養教諭	50点	50点	200点	100点	300点

※ 筆答検査Ⅱには英語オーラルプレゼンテーション(中・高)及び英語聞き取り検査(小)を含む。

(2) 判定基準

- ① 「論文」「筆答検査Ⅰ」「筆答検査Ⅱ」及び「実技検査」とも、基準に達しない者は不合格とします。
- ② 上記①による不合格者を除き、「論文」「筆答検査Ⅰ」「筆答検査Ⅱ」及び「実技検査」の合計点に基づき、提出書類の記載内容等も含めて、一件ごとに審査を行い可否の判定を行います。

2 第2次検査

(1) 配点

	個人面接Ⅰ	個人面接Ⅱ	実技検査	合計
小学校教諭	30点	50点	20点	100点
中学校教諭	30点	50点	20点	80点
高等学校教諭	30点	50点	20点	80点
特別支援学校教諭	30点	50点	20点	100点
養護教諭	30点	60点	20点	80点
栄養教諭	30点	60点	20点	60点

(2) 判定基準

- ① 「個人面接Ⅰ」「個人面接Ⅱ」及び「実技検査」とも、設定した基準に達しない者は不合格とします。
- ② 上記①による不合格者を除き、「個人面接Ⅰ」「個人面接Ⅱ」及び「実技検査」の合計点に基づき、提出書類の記載内容や第1次検査結果等を勘案して、一件ごとに審査を行い、可否(「採用候補者名簿」への登録)の判定を行います。

8 出願の方法及び出願に必要な書類

1 出願の方法

角2封筒(A4サイズ240mm×332mm)を使用して、下の4で示す書類を「特定記録郵便」で郵送してください。それ以外の方法で提出されたものは、受理できません。

なお、「簡易書留」とは異なりますので注意してください。

2 提出先

10ページを参照してください。

3 提出期間

平成26年4月25日(金)から5月20日(火)まで。5月20日(火)の消印まで有効とします。

4 提出書類

ア 受検願書 (A4表裏印刷)

イ 第1次検査受検票

ウ 自己申告カード (A4表裏印刷)

エ 特別支援学校勤務希望調書

- ・ 小・中・高等学校教諭の出願者で、今後、特別支援学校教諭の普通免許状取得を目指し、特別支援学校勤務を希望する者のみ提出してください。

オ 保健体育実技検査選択種目申告書

- ・ 中学校教諭・高等学校教諭「保健体育」の受検者のみ提出してください。

カ 実績を証明する書類

- ・ 中学校教諭・高等学校教諭「保健体育」の受検者で、「自己選択種目」を希望する者のみ提出してください。

キ 現職教員第1次検査免除希望調書及び在職証明書

- ・ 現職教員で第1次検査免除を希望する者のみ提出してください。
- ・ 前回の第2次選考検査でS判定の者は、提出の必要はありません。

ク 資格を証明する書類

- ・ 中学校教諭・高等学校教諭「英語」の受検者で、5ページの2(3)①～③のいずれかの資格を満たし、第1次検査免除を希望する者は、該当する資格を証明する書類の写しを提出してください。
- ・ 高等学校教諭「農業」又は「工業」の受検者で、5ページの(4)の技術士、一級建築士の資格を満たし、第1次検査免除を希望する者は、該当する資格を証明する書類の写しを提出してください。

ケ 第1次検査受検票送付用封筒

- ・ 長形3号(A4三つ折りサイズ120mm×235mm)のり付き事務用封筒に82円切手を貼り、郵便番号・あて先を明記してください。なお、氏名には、「様」を必ず付記してください。
- ・ 速達を希望する場合は362円分の切手を貼り、速達であることを朱書してください。
- ・ 第1次検査免除希望者は、第2次検査受検票送付用としてもう1枚必要ですので、計2枚送付してください。

* 受検願書、第1次検査受検票の記載に当たっては、記入漏れ、記入間違い等がないように、ホームページに掲載してある「記入要領」「願書の記載例」及び「選考検査Q&A」を十分確認の上、記入してください。

* 封筒の表の左側に「教員受検願書(出題種別) 在中」を朱書きしてください。(例:「教員

受検願書(中学校・数学)「在中」

- * 障害等があり、受検に際して特別の配慮を必要とする場合は、その事情と配慮を求める事項について、受検願書の「備考」欄に記載してください。別紙(自由形式)に記載し、提出することもできます。

9 第1次検査当日に提出する書類

ア 教育職員免許状の写し

- ・ 平成21年3月31日までに免許状を授与された者で、修了確認期限を迎えた者は、更新講習修了確認証明書の写しを添付してください。
- ・ 平成27年3月31日までに免許状を取得見込みの者は、在学する大学等の学長が発行する免許状取得見込証明書を提出してください。
- ・ 聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者は、受講証明書、卒業した大学の単位修得証明書など免許取得見込みの証明となるものを提出してください。

イ 最終学校の卒業・修了証明書又は在学する学校の卒業見込証明書

- ・ 「最終学校」とは、通信教育によって免許状を取得するために在学している大学等を除きます。

ウ 第1次検査結果の通知用封筒

- ・ 長形3号(A4三つ折りサイズ120mm×235mm)のり付き事務用封筒に82円切手を貼り、郵便番号・あて先を明記してください。
- ・ 氏名には、「様」を必ず付記してください。
- ・ 速達を希望する場合は362円分の切手を貼り、速達であることを朱書してください。

* 上記ア～ウの書類は、第1次検査当日の7月6日(日)に持参してください。

* 第1次検査免除の者は別途通知します。

10 その他

- 1 「第1次検査受検票」は、平成26年6月中に送付します。「第1次検査受検票」には検査場所その他受検上の注意等が指示してあります。
- 2 提出した書類は返却しません。
- 3 受検に関する問い合わせは、義務教育課又は高等学校教育課のホームページに掲載してある「平成27年度新潟県公立学校教員採用選考検査Q&A」を確認してからにしてください。
- 4 第1次検査結果の通知は、合否にかかわらず7月下旬発送の予定です。8月5日(火)までに通知がない場合は、電話で照会してください。なお、合格者の受検番号を7月下旬に義務教育課及び高等学校教育課のホームページに掲載します。
- 5 第1次検査及び第2次検査で不合格になった者に対して、本人の選考検査結果を通知により開示します。
- 6 給与は、本県の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- 7 採用予定者については、平成26年11月8日(土)にガイダンスを実施する予定です。

■ 第1次検査 持参品

- 1 第1次検査受検票
- 2 受検時に提出する書類 (9 ア～ウ)
- 3 筆記用具、直線定規 (20cm程度、目盛付)、上履、昼食 (午後も検査がある受検者)
- 4 上記のほか、出願校種別に次のものを準備持参すること。
 - (1) 中学校教諭
 - ・数 学……三角定規一組、コンパス
 - ・理 科……三角定規一組
 - ・音 楽……アルトリコーダー
 - ・美 術……三角定規一組、鉛筆 (デッサン用)、消しゴム、はさみ、のり、コンパス、カッターナイフ、カッターマット (A4程度)
 - ・保健体育……運動着上下、運動靴 (屋内用、屋外用)、水着、
武道において柔道を選択する者は柔道着、剣道を選択する者は竹刀及び防具
 - ・技 術……三角定規一組、コンパス、実技用実習着
 - ・家 庭……裁縫用具一式 (裁ちばさみ、糸切りばさみ、指ぬき、チャコペンシル、へら、まち針、しつけ糸)
 - (2) 高等学校教諭
 - ・数 学……中学校教諭「数学」受検者と同じもの
 - ・保健体育……中学校教諭「保健体育」受検者と同じもの
 - ・工 業……関数電卓 (ただし、プログラム電卓及びポケットコンピュータは不可)、
三角定規一組
 - ・商 業……電卓 (ただし、プログラム電卓及びポケットコンピュータは不可)

■ 受検者心得

- 1 検査会場敷地内は、すべて禁煙とします。
- 2 検査会場内では、携帯電話・スマートフォン等の電源を切ってカバンの中に入れてください。
- 3 録音・録画機器、通信機器の持ち込み及び使用を禁止します。
- 4 検査会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、周辺の店舗等への無断駐車は厳禁です。
- 5 検査会場周辺が混雑するため、自家用車による送迎や、タクシー等を利用する場合、検査会場正門付近では乗降しないでください。
- 6 検査終了まで、検査会場から外出することはできません。
- 7 検査会場として借用する高等学校への問い合わせはできません。

※ 受検者心得に違反した場合は、それ以降の検査を受けさせないことがあります。

＜願書提出、連絡・照会先＞

○ 小・中・特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭について

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県教育庁義務教育課管理第1係

電話(代表) 025(285)5511 内線3855・3856 FAX 025(285)8087

・選考検査当日の緊急連絡先 電話 025(280)5602 FAX 025(285)8087

○ 高等学校教諭について

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県教育庁高等学校教育課管理係

電話(代表) 025(285)5511 内線3879・3880 FAX 025(285)7998

・選考検査当日の緊急連絡先 電話 025(280)5610 FAX 025(285)7998

(注1) 出願時は、角2封筒(A4サイズ)を使用し、封筒の表左に「教員受検願書(出願種別) 在中」と朱書してください。

＜例 教員受検願書(中学校・数学) 在中＞

(注2) 県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができます。

(注3) 来庁及び電話での対応は、土・日曜日及び休日を除く8時30分から17時15分の間に限ります。

【義務教育課ホームページアドレス】

<http://www.pref.niigata.lg.jp/gimukyoiku/>

【高等学校教育課ホームページアドレス】

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kotogakko/>

新潟県教員採用におけるスポーツ・芸術特別選考制度

新潟県では、スポーツ・芸術において秀でた技能をもち、世界レベルの実績を有する人を通常の教員採用選考検査とは別枠で選考し、教諭として採用します。

【出願の資格】

スポーツ・芸術特別選考の対象者は、教育職員免許状等の教員採用における資格を満たしており、次の条件のいずれかを満たす者としてします。

ア スポーツの分野において、オリンピック、またはそれに相当する世界大会レベルの競技会出場経験があり、優秀な成績をおさめた者

イ 美術、音楽、演劇等の芸術の分野において、世界レベルのコンクール、展覧会等において優秀な成績をおさめた者

【選考の方法】

出願書類の書類選考により選ばれた者について面接を行い、審査を経て選考します。

【出願の期間】

募集は随時行っています。

※ 出願に当たっては、事前に上記に照会してください。

■ 検査場所案内

<第1次検査場所>

県立新潟高等学校

- ▼ JR越後線「白山駅」下車。徒歩15分。
- ▼ JR新潟駅万代口バスターミナル7番線から西小針線内野行き、又は新潟大学行きに乗車（快速は除く）。もしくは、8番線から西部営業所行き、西循環線（信濃町先回り）又は有明経由内野行きに乗車。「新潟高校前」バス停下車（所要時間約20分）。徒歩3分。

県立新潟南高等学校

- ▼ JR新潟駅万代口バスターミナル13番線から昭和大橋・入船営業所線に乗車（所要時間約10分）。「南高校前」バス停下車。徒歩1分。

県立新潟商業高等学校

- ▼ JR越後線「白山駅」下車。徒歩7分。
- ▼ JR新潟駅万代口バスターミナル7番線から西小針線内野行き又は新潟大学行きに乗車（快速は除く）。もしくは8番線から西部営業所行き、西循環線（信濃町先回り）又は有明経由内野行きに乗車。「新潟商業高校前」バス停下車（所要時間約18分）。徒歩1分。

<第2次検査場所>

県立新潟中央高等学校

- ▼ JR越後線「白山駅」下車。徒歩12分。
- ▼ JR新潟駅万代口バスターミナル7番線から西小針線内野行き、又は新潟大学行きに乗車（快速は除く）。もしくは、8番線から西部営業所行き、西循環線（信濃町先回り）又は有明経由内野行きに乗車。「学校町二番町」バス停下車（所要時間約15分）。徒歩3分。

県立新潟向陽高等学校

- ▼ JR信越線「亀田駅」東口から徒歩8分。

県立新潟東高等学校

- ▼新潟交通バス万代シティバスセンター前（JR新潟駅より徒歩7分）または、古町、みずほアセット信託銀行前（NEXT21）より、向陽3丁目行き「河渡北」バス停下車。徒歩3分。
- ▼木工団地行き「藤見中学校前」バス停下車。徒歩7分、または「河渡」バス停下車。徒歩5分。

県立新潟北高等学校

- ▼ JR白新線「大形駅」から徒歩5分。
- ▼新潟交通バス万代シティバスセンターから、
 - ①北高校行き（牡丹山経由・東明経由・山二ツ経由）「北高校前」バス停下車。徒歩1分。
 - ②新発田行き（一日市行）「柳が丘団地」バス停下車。徒歩5分。

※ 詳しくは、JR東日本のホームページ及び新潟交通のホームページで確認してください。

※ 検査場所となる学校には、直接問い合わせないでください。

■第1次検査 場所・日程(予定)

出願種別		※検査場所		月 日(曜)		7月6日(日)						
				時	分	7	8	8	午	午	17	
						50	15	40	前	後	00	
小学校教諭		新潟南高等学校 (新潟市中央区上所)		受 付	検 査 オ リ エン テ ー シ ョ ン	(I 筆論・II 検文・A 査・)			(II B) 筆答検査			
中学校教諭	国社数理	語会学科										
	音楽										音楽 (実技検査)	
	美術保健体育 技術家	美術技術 家庭									美術保健体育 技術家 (実技検査)	
	英語										英語 (オーラルプレゼンテーション)	
高等学校教諭	国語地理歴史 (歴史)	公民学 数理科 (物理・化学)	新潟高等学校 (新潟市中央区 関屋下川原町)									
	農工業 (機械・電気・ 建築・土木)	商業										
	英語											英語 (オーラルプレゼンテーション)
	保健体育□											保健体育 (実技検査)
特別支援学校教諭												
養護教諭		新潟商業高等学校 (新潟市中央区白山浦)										
栄養教諭												

※検査場所は、出願状況により変更になる場合があります。出願後に送付される受検票に指定された場所で受検してください。

■第2次検査 場所・日程(予定)

出願種別	※検査場所	月 日 (曜)	8月			
			21日 (木)	22日 (金)	23日 (土)	24日 (日)
			受付時間は、各自に通知する。			
小学校教諭	21日 新潟中央高等学校 (新潟市中央区学校町通) 22・23・24日 新潟向陽高等学校 (新潟市江南区亀田向陽)		運動 実技 (全員)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面接 I ・個人面接 II ・音楽実技 (指定日に実施) 		
特別支援学校教諭				<ul style="list-style-type: none"> ・個人面接 I ・個人面接 II ・音楽実技 (指定日に実施) 		
中学校教諭	22・23・24日 新潟東高等学校 (新潟市東区小金町)			<ul style="list-style-type: none"> ・個人面接 I ・個人面接 II (指定日に実施) 		
養護教諭				<ul style="list-style-type: none"> ・個人面接 II ・救急処置に関する実技 (指定日に実施) 		
栄養教諭				<ul style="list-style-type: none"> ・個人面接 II (指定日に実施) 		
高等学校教諭	22・23・24日 新潟北高等学校 (新潟市東区本所)			<ul style="list-style-type: none"> ・個人面接 I ・個人面接 II (指定日に実施) 		

※検査場所は、第2次検査実施状況により変更になる場合があります。1次検査結果通知の際に送付される第2次検査受検票に指定された場所で受検してください。